

## 初めて、ご意見を聞くための「評議員会」を開催

あすなろ福祉会の理念でもある **“地域密着”に高い評価!**



評議員会はこれまで、決算・事業報告、事業計画・予算決定等の承認のため、年2回、理事会後の短時間で開催されてきました。今年度初めて、関係者の忌憚のないご意見をお聞きしたいと10月24日に単独で開催しました。

初めての試みであり、自己紹介や近況報告に終わった感もありましたが、各施設とも、地域と連携して施設運営する方向性が、地域関係者より高く評価されました。

### バス提供に感謝 これ からも 交流を深めたい!

〈こんな意見が〉

▷S型ディに「あすなろの家」よりバスを出してもらい、いつも参加者から大変喜ばれている。地元で一人暮らしのお年寄りも多く、ケアマネさんにも相談に乗っていただきたい。これからも交流を深めていきたい。

▷地区社協とのつながりもでき、地域に根ざし始めている。“あすなろに来れば元気になる”を伝えていきたい。

▷「あすなろの家をつくる会」の構想でもあった「ユニット」ができて、感慨深い。

▷頑張っている職員の労働条件・給料が良くなるようにと思う。

▷「ともの家」の地域の理解は進んでいるが、まだまだ、やりたい事、やらなければならない事が果てしなくある。

「子育て新システム」で、公的責任のもと保育する「保育所」を選択した風の子保育園。

地域と連携、信頼されるあすなろの家。

地域の理解、支援を必要とする、心身障がい者施設ともの家は、理解、支援の結果が新工場建設につながったと思います。

### 評議員さんには、各施設の評価を

最後に理事長より、一般企業は努力で合理化できるが、福祉事業は法律でがんじがらめにされ、職員は低賃金であり、いい介護、いい保育をする為には政治が欠かせない。

評議員さんの中には、何にもできないと心配されている方もいるが、「あすなろ福祉会」が地域に根ざし、仕事ができているか評価をしていただきたい、とお願いしました。



2・3面

…「社会福祉法」改定案…

社会福祉向上の責任を **社会福祉法人**に ???

## 社会福祉法「改正」案……………

# 社会福祉向上の責任を 社会福祉法人に！！

社会福祉法改正案が第 189 回通常国会に提出されましたが、その内容を問題視する声が多く上がっています。

私たち理事会でも問題と考え、理解を深めるために 9 月 26 日の第 4 回拡大理事会（評議員さんを含め）で、障がい者施設の全国団体である『きょうされん』の理事・磯部光孝氏を講師に招き学習会を行いましたので、ポイントについてお知らせします。



## 進められる福祉の後退

社会保障制度に係る国の財政負担増大を抑えるため、「社会保障制度改革推進法」が 2012 年に施行され、その翌年、改革の全体的見取り図として「社会保障制度改革国民会議報告書」が出されました。

### —医療と介護、併せて後退—

それを基に「医療介護総合確保推進法」の改正が行われ、2025 年にピークとなる「超高齢社会」に対処すべく都道府県に「効率的かつ質の高い医療提供を構築」し、在院日数と 1 日当たりの入院患者を減らすことで、病床数の削減を図っていくことを義務付け、市町村には入院患者から溢れてきた人たちの受け皿として「地域包括ケアシステムを構築すること」を課しました。

### —今年度、介護保険改悪—

今年 4 月には介護保険制度の特別養護老人ホームの入所要件を要介護 3 以上とするという、軽度の方の切捨てや、食費や居住費などを補てんする補足給付の条件を変え、対象者を減らすなどの改定が行われ、介護分野については大きく制度の後退が進められています。

今回の改正は、今年 2 月に「社会保障保障審議会福祉部会報告書」が出され、

## 社会福祉法改正のポイント

### 1. 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
- (2) 事業運営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
- (5) 行政の関与の在り方

### 2. 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材確保に向けた取り組みの拡大
- (2) 福祉人材センターの機能強化
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

それを基に「社会福祉法の一部を改正する法律案」が提出されました。

## 「無駄」な内部留保はあるのか？

改正案の中で「財務規律の強化」を掲げています。法人が「無駄に蓄えている」お金（内部留保）を洗い出そうというものですが、将来の建替えや大型修繕に対し、今までより補助額の減額が予想されますので一層の積み立てが必要です。

### —繰越金の個人配当は禁止、

### 会計は行政の監査等で完全にチェック—

また、すぐ必要でない内部留保があっても、社会福祉事業に関わるお金は理事長など特定個人の利益にはできず、法人外への流用も禁止されています。

さらに、運営内容や決算等については行政の監査等によりしっかりとチェックされており、これらの実情を無視して

「社会福祉法人は儲かっている」と叫ばれていることについては非常に問題があると考えます。

## 国は公的責任を 投げ出そうとしている

何よりも最大の問題点は、「地域における公益的な取組を実施する責務」という内容です。

法案では「支援を必要としている者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」としています。

そもそも、社会福祉法人は多かれ少なかれ、地域福祉活動行っています。支援を必要とする方がいれば、国が調査検討して福祉向上の法文化するなどの責任を持っています。

### 一福祉向上の責任は国（憲法第25条）

にもかかわらず、社会福祉法人に義務化するという事は、国はその内容について「お金を出さない」、「責任は持たない。」と言っていることになり、憲法で定められた社会保障向上に対する国の責任を社会福祉法人に押しつけよう

としていることは明らかです。

## 人材確保を言いながら、 退職共済の公費扶助を停止

最後に、福祉人材の確保の促進を掲げながら、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し」ということで、障がい者支援施設に対して、介護保険施設等と同じ様に公費補助を失くすという内容となっています。

この改正案は詳細が明確になっていないため運用段階で、さらに多くの問題が発生すると考えられます。

憲法第25条（生存権）第2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定められています。今回の改正案が成立すれば、社会保障向上の責任の所在が不明なものになりかねません。

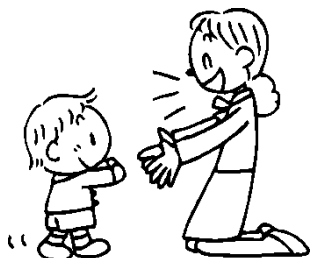
国が憲法に反して福祉の後退を招くことにならないように、より慎重な論議が必要であると考えます。



## 一期の願い、実る 静岡市、「育休退園」を廃止！ 田辺市長、記者会見で明らかに

前号でお知らせの通り、静岡市はこれまで、保育園を利用している保護者が下の子の育児休業を取得した際に、上の子が2歳以下の場合は、原則として退園としていました。

この育休退園については、埼玉県所沢市の親が、市のルールは違法として提訴。これがマスコミで取り上げられ、同じルールとしていた全国各地で問題と



なり、静岡市でも、私立保育園連合会をはじめ見直し改善要望が出されていました。

こうした親の声に対し、田辺静岡市長は、10月27日記者会見で、「人口減少が進む中、第2子、第3子を生み、育てやすい環境を確保するため」育休退園を来年度より廃止する方針を明らかにしました。

## 全国で保育料値上げが問題に 静岡市、在宅児は独自に軽減策

平成22年度より年少扶養控除が廃止され、保育料増額に対する経過措置として「みなし適用」で影響を抑えてきましたが、今年から廃止され、保育料の値上げが問題となっています。その中で、静岡市は独自に、在園児はこれまで通り年少扶養控除のみなし適用を実施しています。

あすなろの家  
に聞いてみた

## 「あすなろの家」が目指す介護のカタチ 「自立支援介護」の取り組みとは？

「毎日をいきいきと笑顔で過ごしてもらいたい」:高齢者介護に関わる、私たち共通の思い。どうしたら笑顔になっていただけるのか？

### 「人間の尊厳」とは？

人間の尊厳とは、人間らしさをつくっているもの ⇒ **食べたものを食べる、トイレで排泄する、行きたいところに行く**…等。

現在私たちが提供している介護はどうなのだろう？そこからのスタートでした。

そこであすなろの家では、東京で行われている「科学的介護実践講座介護力向上講習会」に2ヶ月に1度参加し、「自立支援介護」について学ぶようになりました。

### 「自立支援介護」を！

この「自立支援介護」とは、高齢者の「**水分補給、栄養、自然排便、運動**」の重要性に着目し、体調を整え、活動性を上げ、意欲や活力を取り戻すことを基本精神とする自立を支える介護です。

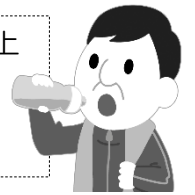
**最後まで自分でトイレで排泄できる。最後まで自分でご飯が食べられる。最後まで歩くことができる。**そういうことを目指します。

では、具体的に何をしているのかと言いますと…基本ケア4つの実践です。



### 基本ケア…4つの実践

- 1、水分 1日最低1500cc以上
- 2、食事 1500kcal 常食
- 3、排便 毎日～3日に1回
- 4、運動 おもに歩行



この4つの基本ケア、よく考えてみれば当たり前の事なのですが、高齢者介護に当てはめてみると、どれも容易なことではありません。壁にぶつかりながらではありますが、少しずつ前進していきたいです。

### 必要な知識・理論・技術・経験知

自立支援介護には、基礎知識が必要で、それに基づく理論、そして実践技術、経験から学ぶ経験知が必要になってくるため研修をして、実践・工夫を繰り返し、日々のご利用者と接します。

水分を多く摂取してもらえるために、コップの大きさ、飲み物の工夫をし、ご利用者が楽しく水分摂取をする工夫をしています。

運動では、敬老会でエスカルゴ（自動サイクルマシン）を購入していただき、活動量を増やすようにしています。

職員にとって、ご利用者が元気になる、意欲的になってくれることが一番の喜びになります。



### 「あすなろの家」施設見学会に参加して

(つくる会ニュースより転載)



先般、あすなろの家の見学会に参加しました。今回は特養の朝食時の風景を見学させていただきました。

利用者がそれぞれのグループで食事をしておりました。一番感心したのは、施設職員のきめ細かい対応でした。

一人ひとりその人に合った対応で、寝たきりにさせないように食事と適宜な運動の介助を何回も

繰り返していた事でした。利用者一人ひとりの性格を理解して一生懸命に活動されている職員の姿には、本当に感心いたしました。何人かが運動器具の順番を笑顔で待っておられていたのが印象に残りました。

高齢者が晩年を健康で気持ち良く過ごされるようお世話することは大変なことですが、このような職員が多数おられる、あすなろの家の利用者はきっと幸せな老後をおくられるものと確信いたしました。

評議員 安形 公利